

1996. 6

産業廃棄物

vol. 4 第4号

産廃振興財団ニュース

目次

● 自動車のリサイクルに思う	岩崎 正視	1
● 電気事業における廃棄物対策について	電気事業連合会	3
● 欧州の産業廃棄物処理事情＜制度と実態＞	片山 徹	8
● 財団報告		
「特定施設及び産廃物処理センター」の情報交換の全国担当者会議	16	
第10回理事会	18	
債務保証業務について	18	
● 役員・評議員・企画運営委員会委員名簿		19

財団
法人 産業廃棄物処理事業振興財団

寄 稿

自動車のリサイクルに思う



社団法人 日本自動車工業会
前会長 岩崎正視

昨年5月に自工会会長に就任して以来、廃棄物処理の問題と関わることが増え、いくつか関連施設も視察した。

そのひとつに愛知県知多市の新舞子沖がある。この一帯は伊勢湾に面した遠浅の海浜で、その一角は海水浴場として有名なところであった。そこで今、産業廃棄物による埋め立て事業が着々と進められ、一部にはすでに化学プラントも建設されている。埋め立て規模は広大なもので、海辺の様相は一変したようだが、海水浴場は人工海浜として残り、計画では緑地のスペースもふんだんに設けられるとのことである。

自然環境を保持しながら廃棄物処理を進め、同時に、地域の人々の憩いの場も提供す

るというこの試みは、全国的にみても大変恵まれた数少ない例と言えよう。しかし一般的には、廃棄物をめぐる状況は年々厳しくなっている。「大量消費、大量廃棄」の生活様式が定着する一方で、自分の住まいの近くに処分場ができることを歓迎する者はいない。その結果、事態はますます悪化しているのが実情であろう。

となると、廃棄物そのものを大幅に減らし、製品のリサイクル性をさらに向上させることが基本的に不可欠ということになる。

この点から自動車について考察してみると、現在使用済み自動車は、約75%が再資源として有効利用され、残りの約25%、年間約80万トンがシュレッダーダストとして埋め



立て処分されている。ところが、今年4月から、その処分方法が従来の安定型から管理型埋め立てへ完全移行されるため、このままで処分場不足に陥る可能性が出てきた。

もともと75%という自動車のリサイクル率自体は、他の工業製品に比べても高いレベルであるが、かかる事情から、さらに一段のリサイクル率向上とシュレッダーダストの減容化が、喫緊の課題となってきた。これには自動車メーカー、販売店だけでなく、リサイクル業者、さらにはユーザーそれぞれが、自らの立場で役割を果たすという、全員参加の取り組みが重要だと思う。

その中で、自動車メーカーとしては、とくに使用済み自動車の処理、再資源化に関する技術的な側面を重点的に分担し、問題の解決に積極的に貢献していきたいと考えている。

シュレッダーダストの管理型処分への移行についての今ひとつ難題は、いわゆる「逆有償化」に伴う費用を誰が負担するかということである。

本来環境コストの負担は、PPP (Polluter Payment Principle)、つまり、汚染者（製品使用による受益者）負担の原則が基本となっており、今回の場合は、それを基本とすべきであろう。しかし関係者には、その点が必ずしも十分理解されていないように思う。最近、一部の自治体で、家庭ゴミの有料引き取り制が導入され始めたと聞いているが、これは国民の意識改革の契機になるのではないか

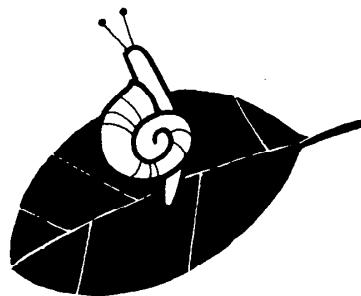
と期待している。

いずれにしろ、自動車のリサイクルの問題は、現代の科学技術を駆使して取り組むべき課題であるとともに、関係する人々全員の意識改革の問題でもあると思う。

そういう思いで、昨年暮れに使用済み自動車の処理過程を改めて観察した。永年クルマづくりに携わってきた者として、目の前で自動車が当たり前のよう壊されていく姿は、多少、もの悲しくもあった。しかし見方を変えれば、使命を終えた自動車が、素材として新たな命を吹き込まれていくことは、極めて新鮮で創造的ということができる。

21世紀に向けて、クルマが人類や地球とのさらなる共存を目指す時、思い切ったリサイクル率向上への努力が不可欠の条件になるであろうと実感した次第である。

(注 平成8年5月16日の日本自動車工業会総会におきまして、会長を退かれました。)



事業展開と廃棄物

電気事業における廃棄物対策 への取組みについて

電気事業連合会
立地環境部

1. はじめに

電気事業においては、大気汚染防止、廃棄物の再資源化、緑化・環境調和等の地域的な環境保全対策はもとより、地球温暖化などの地球規模の環境改善にも積極的な取り組みを行っています。

例えは火力発電所から排出される大気汚染物質には、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x) 及びばいじんがありますが、燃料対策や設備対策・運用対策などを適切に組み合わせた環境保全対策を積極的に推進することにより、発電電力量あたりの SO_x、NO_x 排出量（原単位）は図1に示すように、世界の電気事業と比較しても極めて小さな値となっています。

また電気事業のCO₂排出量は、過去10年間では電力需要が1.43倍増加したのに対して、1.19倍にとどまっており、発電電力量当たり

では、約0.116kg-C/kWhから約0.096kg-C/kWhへと減少しています。

さて、電気事業における廃棄物の再資源化などを含めた廃棄物対策の取り組みの現状について以下に紹介します。

なお、日本の電気事業は、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄の計10の電力会社から構成され、さらに電力会社へ電力を販売している卸電力会社の電源開発㈱、日本原子力発電㈱があります。

その他に、地方自治体が所有・運営する公営企業等の卸電力会社、電気事業と大口電力消費者によって設立され、出資会社に売電している共同火力発電会社及びその他小規模発電会社があります。

以下本文での電気事業とは、沖縄電力を除く9電力会社及び電源開発㈱について記述しています。

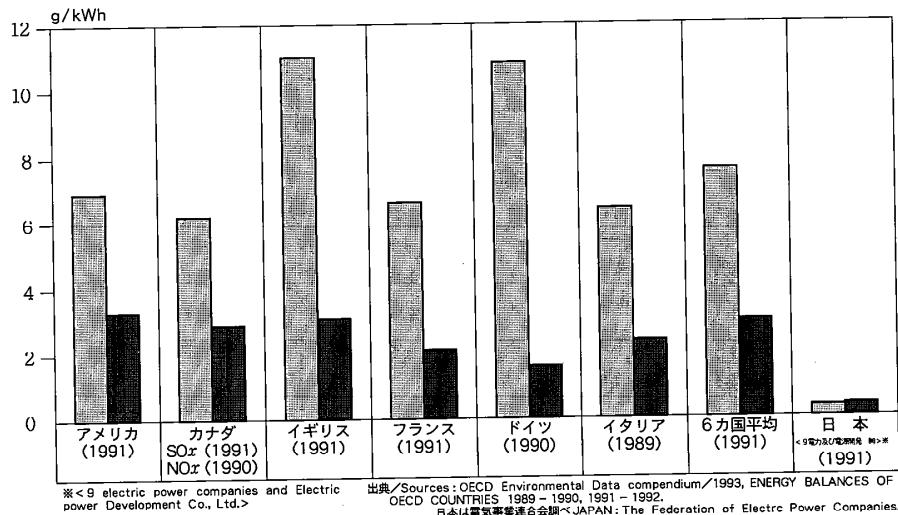
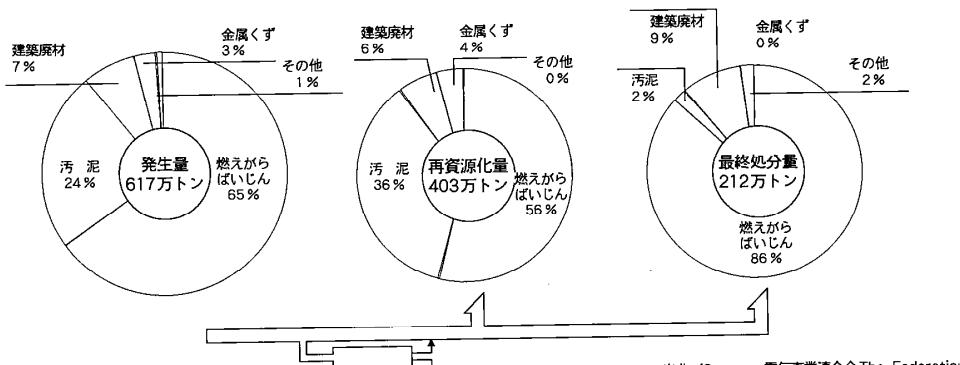
図1 世界各国火力の発電電力量当りのSO_x, NO_x排出量

図2 廃棄物の発生量と再資源化率 (1994年度)

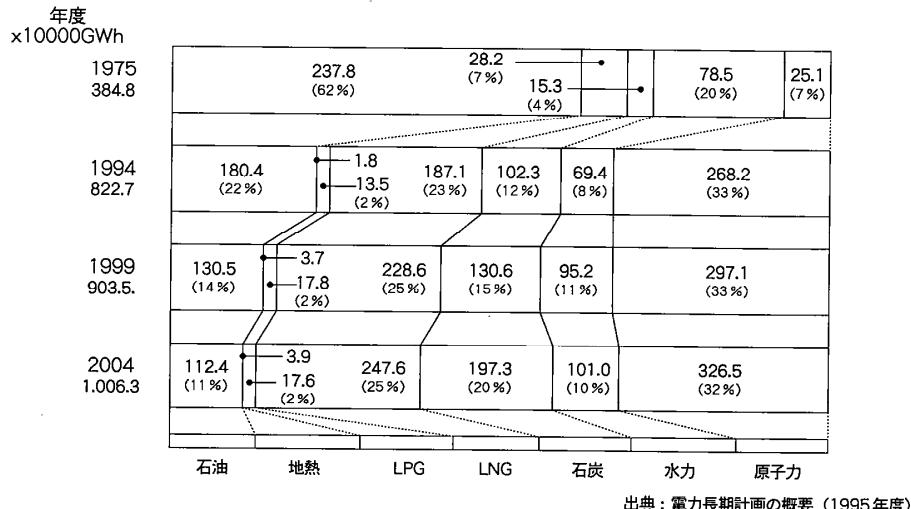
2. 電気事業における廃棄物の現状

電気事業から発生する廃棄物としては、石炭、石油等の燃料を燃焼させた後に生じる石炭灰、重原油灰のばいじん、また脱硫装置からの副生品である石膏等の汚泥、その他配電工事に伴う廃コンクリート柱などの建築廃材等です。(図2参照)

これらの廃棄物の年間発生量は、概ね全国

の業種中分類別の産業廃棄物等排出総量の数%にあたり、1992年度では約580万トン、1993年度は600万トン、1994年度は約620万トンと、漸増しています。その再資源化率は1994年度実績で65%となっています。

廃棄物発生量の多くは石炭灰であり、全体の約60% (1994年度実績で約400万トン) を占めています。この将来的な発生量の推移を概括すると、電気事業においては、地球



出典：電力長期計画の概要（1995年度）

図3 電源別の発電電力量構成比（9電力・発電・その他受電分）

温暖化問題への対応や電力供給の安定性、経済性を総合的に勘案して、ひとつの電源に偏らないバランスの取れた電源構成の一層の推進に努める必要があります。このため図3に示すように一般及び揚水式水力発電、石油・石炭・LNGなどの火力発電、そして原子力発電を最適なバランスで組み合わせていくこととしていますので、石炭火力の増加に伴って石炭灰の発生量は増えていく見込みです。従って、今後、特に研究開発などを通じた有効利用分野の拡大を図っていくことが必要となっています。

3. 電気事業における廃棄物対策

石炭灰の有効利用は、電気事業においても従前から省資源・省エネルギー及び環境保全の視点から再資源化に重点を据えた調査研究などに取り組んできたところですが、平成3年10月に施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」（通称、リサイクル法）にお

いては、石炭灰が指定副産物に指定されたこと、また将来的に石炭灰の発生量が増大する見込みであることから、特に石炭灰の有効利用の促進・拡大については電気事業の最重点課題のひとつとして位置付け、現在JIS改正など電気事業連合会で積極的な取り組みを行っているところです。

現状の石炭灰の再資源化率を見てみると、約60%（図4参照）で、その多くはセメント原料（粘土代替）、セメントやコンクリート用混和材などのセメント・コンクリート分野に利用されています。その他の用途先としては、トンネル裏込め材、道路路盤材、アスファルトフィラーなどの土木分野に、またOAボード材、人工軽量骨材などの建設分野や肥料、人工魚礁などの農林水産分野への利用を図っています。

排煙脱硫石膏については石膏ボードなどの建設材料として、その全量を再資源化しています。

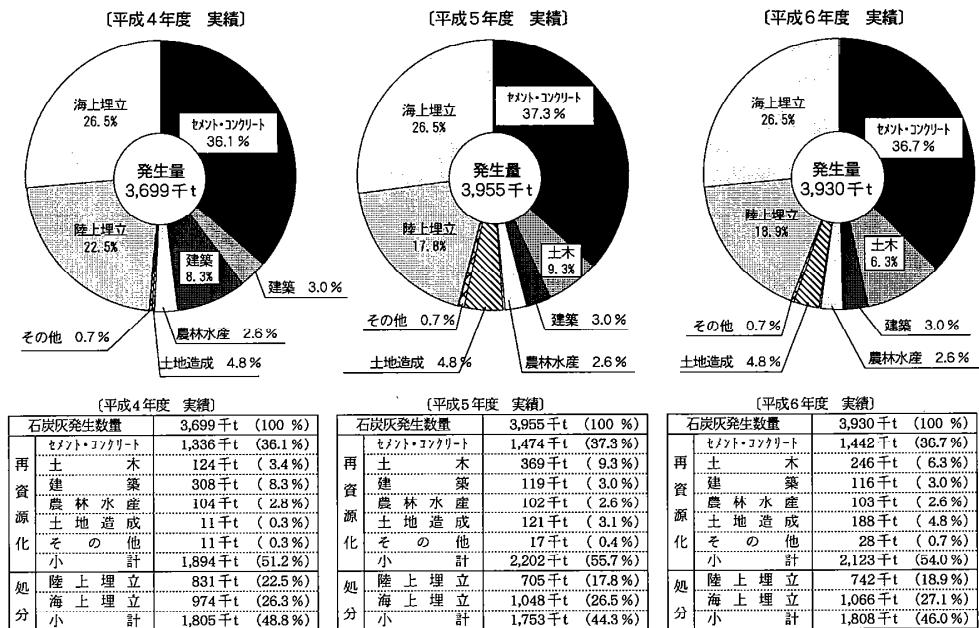


図4 石炭灰の発生量と再資源化状況

その他建設工事に伴い発生する副産物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材、掘削土）や不要となったコンクリート柱や碍子、金属くずのリサイクルなどにも取り組んでおり、再資源化率の維持向上に努めています。

なお有効利用されない石炭灰については、自社などの陸上又は海上の管理型処分場に埋め立て処分を、その他の再資源化が困難なものとして有効利用されなかった廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託して処分を行っています。

電気事業で行っている再資源化方法は図5に示すとおりですが、石炭灰以外の再資源化の方法は次のとおりです。

① コンクリート塊

コンクリート塊を破碎して、仮設路盤

（重機足場）材として利用しています。

② 碾子くず

碍子を破碎・分離し、舗道用タイルや耐火レンガ等の原料として利用しています。

③ 廃コンクリート柱

コンクリート柱を細かく砕き、コンクリート部分は路盤材に、中に入っている鉄筋は鉄鋼原料として利用しています。

④ 重原油灰

重原油灰に含まれる貴重な金属であるバナジウムを回収しています。

⑤ オフィス古紙

オフィスから出る古紙の再生利用についても、積極的に取り組んでいます。

特に都市部において、一定地区内を単位としてオフィスビル同士が協力しあい、分別回収についてのノウハウを共有すると共



図5 廃棄物の再資源化方法

に、共通の古紙回収定期便を運行して、量的にも回収運送コスト面でもスケールメリットを出そうとするシステムを実施しているところもあります。

現時点ではこのような再資源化の努力により、廃棄物の発生量は漸増傾向にあるにもかかわらず、最終処分される廃棄物の量は減傾向で推移しています。

なおその他電力会社では、サーマルリサイクルの推進の観点から自治体の清掃工場が行っている廃熱を利用した廃棄物発電が有効活用されるように余剰電力を購入し、普及促進にも努めています。

4. まとめ

電気事業からの廃棄物のなかでは、石炭灰がもっとも発生量が多く、今後とも増加傾向にあることから、その有効利用の促進が重要

な取り組みのポイントであることは前述したことおりですが、最近の世界的な地球環境問題への関心の高まりとともに、ここ数年来環境基本法の制定などを始め基本的な法の枠組みの整備が行われ、さらに今年に入ってからは「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が制定されるなど、リサイクル推進は社会的な急務となっており、我が国の産業界でも再資源化への取組みが一段と活発になってくるものと思われます。

またここ数年産業廃棄物をめぐる制度の見直し、及びその背景にある社会経済情勢は大きな転換期にあるとともにいえますので、より一層の研究開発等を通じた有効利用分野の拡大を図るとともに、発生量の低減、リサイクルや減容化の推進を積極的に実施していく必要があると考えています。

欧洲の産業廃棄物処理事情 <制度と実態>



(財)産業廃棄物処理事業
振興財団常務理事

片山 徹

◇はじめに◇

(財)産業廃棄物処理事業振興財団は、経団連の協力の下、産業廃棄物対策の方向性を探る目的で調査団を欧州諸国（フランス、ドイツ、デンマーク、英国、EU本部）に派遣した。各国の廃棄物処理に関する制度とその実情ならびに欧州企業の取り組みについて調査を行った。

団長は西室泰三東芝専務取締役（経団連環境安全委員会委員長）で、調査団員総勢15名（太田当財団理事長、太田元経団連産業政策部長他企業、地方公共団体の方々）で調査期間は平成7年5月15日～27日であった。

いずれその成果は「欧米の産業処理事情－制度とその実際」（仮題）として、刊行する予定である。ここではとりあえず訪問先の各国の産廃事情について、素描をして参考に供したい。

◇フランス◇

1. 産業廃棄物量（不活性廃棄物も含めて） は日本の4割

廃棄物の発生量は、家庭廃棄物2,900万トン、産業廃棄物5,000万トン、不活性産業物（残土及びガレキくず）1億トンである。このうち特殊廃棄物（汚染物質や有毒物質を含むもの）は1,800万トン。とくに有害廃棄物は400万トンである。

2. 「持続的成長」をめざしての最近の法整備の進展

（1）1975年法の制定

フランスにおける産業廃棄物に関する制度は、わが国よりやや遅れること1975年に「廃棄物の処分および回収に関する法律」が制定されたことにより確立された。本法により産業廃棄物は、汚染者負担の原則（PPP）の下に廃棄物を発生させた者が最終的な処分まで

責任を有することとなった。また経済的手段も導入されたことが特徴的である。当時、既に導入されていた水質汚染税（1966年）からの収入が有害廃棄物処理の助成資金として利用されることとなった。今回訪問をした産廃会社SARPは、この10年間、有害廃棄物処理コストの30%をこの助成金に拠ってきている。経営の順調さをこれに負ってきているとのことである。

また1980年代の中頃には、廃油税を創設し、1979年から採用された廃油の回収・処理システムの強化を図った。

このような20年間の努力が実り産廃処理施設は一般廃棄物処理施設より整備が進む結果となっている。

1990年に、国家環境計画が策定されたが、この中で20年間の環境政策の進展にもかかわらず、エコシステムは破壊されつつあるという認識の下に、「持続的成長」の達成のための新施策の必要性が強調された。

（2）1992年の新法

これを受けて、廃棄物についての新法が1992年に公布された。その目的は

- ① 廃棄物処理計画の策定
- ② 2002年までに可能な限りの処理を経ずして廃棄物を埋め立てすることを禁止
- ③ 古い埋立地や汚染埋立地の修復、「みなし子」埋立地についてはADEME（環境・エネルギー開発庁）が責任をもつ。
- ④ 廃棄物の再利用、回収によりリサイクルの促進、熱エネルギーの回収もリサイクルの一環としての位置づけ
- ⑤ 廃棄物量、特に包装廃棄物の削減
- ⑥ 新税が一般廃棄物と産業廃棄物（一般

系）について適用。税額は廃棄物の埋め立て1トンにつき25フラン（1998年までに40フランに増額）。1994年には税収が4億フランとなり、処理施設の建設、廃棄物の研究、研修、ADEMEによるR&D、「みなし子」の廃棄物埋立地の修復費に使われた。

（3）1995年法の改正

1995年にさらに法が改定され、特殊廃棄物に対して税を新設した。廃棄物処理施設（焼却、物理化学的処理等）で処理する場合は、1トン当たり25フラン、埋立処分の場合50フランで、この税金はADEMEにより徴収されるが、「みなし子」の汚染土地の修復のために用いられる。

（4）その他法律

1976年にできた指定施設法がある。環境保護を目的として、環境に危険を及ぼす施設を指定し、県知事の許可に係わらしめるものである。6万の施設が許可されているが、工業、農業、危険物の貯蔵タンク、下水処理施設等の他、廃棄物処理施設もその対象となっている。県が施設建設の許可を与える際に、厳しく審査をし、その過程が周辺住民に公開されている。

3. ユニークな組織の存在

廃棄物を担当している政府の中核機関は環境省である、ADEMEの存在はユニークである。これは1992年に省資源・新エネルギー開発庁（AFME）、廃棄物回収・除去庁（ANRED）、大気質保存庁（AQA）が統合されて誕生した。産業省、環境省、研究・科学技術省の所管下にあり、わが国の特殊法人に

相当する。職員数620名、予算は運営費2億7,000万フラン、事業費10億7,000万フラン、財源は所管省からくる予算と環境税（廃棄物税等）である。役割は、第一は技術振興、官民の研究機関への資金援助である。エネルギー及び資源の節約、クリーンテクノロジーの開発、廃棄物の発生抑制、資源化、安定化技術等のテーマで活躍している。

地域機関として、産業環境研究地方局(DRIRE)、環境地方局(DIREN)がある。研究機関として、ADEMEの他フランス環境研究所(IFEN)、国立産業環境リスク研究所(INTERIS)が廃棄物に関係する。

4. 廃処理施設は能力として足りている。

特殊産業廃棄物の処理施設はフランス内に14カ所、埋立場・保管所は13ヶ所ある。能力的には足りているが、地域的偏在の解消が今後の課題である。民営により大処理業者により行われている点が我が国とは異なっているPCBの取り組みも積極的で世界数十カ国からPCBを輸入し、焼却処理を行っている。

◇ドイツ◇

1. 「循環経済・廃棄物法」までの道のり

ドイツにおける廃棄物関連の法律は、この20~25年の間に整備されてきている。

第一世代ともいるべき廃棄物処理法(1973)から第二世代の「廃棄物回避・管理法」(1986)への発展があった。この間、現在に至るまでに廃棄物処理について確立されてきた考え方は3つある。

第一は廃棄物の発生回避をまず優先させ、

再利用、焼却処理、そして埋め立てという順位で実施すること、第二は発生者責任とそれに基づく廃棄物処理コストの負担第三は環境保護と適正な廃棄物処理のために現在における最高水準の技術を適用するということである。

このため、産業界には莫大なコストがかかり、大変な圧力となってきている。その結果、廃棄物の発生回避という方向に動いており、減量化が進んできている。しかし家庭廃棄物も含む年間約3億トンの廃棄物の排出は、達成目標数値にはまだ到達していない。

一方でコスト節約のために廃棄物の国外輸出という問題が発生している。実はドイツは最大の廃棄物輸出国である。

このような背景から新法「循環経済・廃棄物法」が1994年7月に成立した。

2. 画期的新法

この法律の正式名は、「廃棄物発生の少ない循環経済の促進及び廃棄物の環境保全上の適正処理の確保に関する法律」である。「循環経済」という耳なれない用語は、「循環を基本とする経済活動」ともいえようか。この法律のめざすところは、持続可能な経済社会を構築するために、①廃棄物発生の回避に向けた取り組み②リサイクルの推進③適正処理の実施④以上の方法が経済的、技術的に不可能な場合に限り埋立処分をする、というものである。廃棄物処理における優先順位(ヒエラルキー)の徹底化を実現していこうとする画期的なものといえる。

現在は、1996年10月の施行をめざし、3つの政令について検討中である。廃棄物の定義(EUで94年12月に採択されたものを採り入



ドイツバイエルン州廃棄物処理公社の化学処理プラント

れる)、特殊廃棄物(有害廃棄物)の監督方法、「循環経済」に関する概念及び企業のリサイクル・処理の前後におけるバランスシートの提示の義務に関する政令である。

この法律は、産業界にとっては、クリーンテクノロジーを前提とする製造プロセスや廃棄物の循環利用プロセスの導入を促進することを要請するものとなろう。

やがては、産業技術における技術革新へのインセンティブが働き、大げさにいえば新産業革命時代の到来を予感させる。

3. EUをリードする環境省

ドイツは16の州から成る連邦国家であるが、廃棄物政策を所管するのは環境省である。環境省は6つの局(総務、基本的問題、水利・廃棄物処理、大気浄化、自然保護、原子力関係)から成っている。

環境省の下に連邦環境庁、連邦自然保護庁、連邦放射能保護庁がある。年間予算は13億マルク。環境全般の予算は他省庁にもまたがり計136億マルクになる。廃棄物関係で

は、ドイツ調整銀行が、廃棄物の発生回避と減量化、リサイクルの設備に対して企業へ助成金を出しているの特徴的である。

特殊廃棄物について、国際的に共通な定義を行うことがEU諸国内で求められてきたが、一昨年12月に取りまとめられた。ドイツがこれについてイニシアティブをとってリスト作成への働きを行った。

ドイツの環境省は、EUの牽引車となって大きな貢献をしている。

4. 充足する産業廃棄物処理施設

ドイツにおける特殊廃棄物の発生量は、年間約900万トン。これに対して産業界、半官半民、民間の他州の経営する処理施設や埋立処分地があり容量的には充足している。

1993年現在で、ドイツ全体で32カ所に55の焼却施設が存在している。産業界独自のものは大手の数社の化学工場に限られている。廃棄物処理の会社は数社存在しているが、ドイツの場合は電力会社系列が多い、いずれにしても特殊廃棄物を含む産業廃棄物の処理・

処分はともに施設能力としては足りている。

これら処理施設の設置は、許可制により行われるがその手続きは当局への多くの資料の提出、住民への説明、議論が繰り返し行われる。

5. 公共関与のバイエルン州廃棄物処理公社 (GSB社)

バイエルン州の中央に位置したところで、軍事工場跡に1970年に設立された。州、地方自治体、一般企業が出資している。同地域から排出される家庭系の有害廃棄物や産業系の特殊廃棄物を広域的に集め、焼却炉を用いて環境に影響を与えることなく処理をしている。ドイツ環境省では鉱内保管を推奨しているPCBの処理をこの施設では焼却により対応している。

◇デンマーク◇

1. 産廃処理は自治体の公共事業

デンマークの廃棄物政策に関する法制度は、環境保護法(1972)によっており、この所管は環境省および環境保護庁である。この法律は時代とともに何度も改定されてきているが、現在は、①廃棄物抑制②リサイクル③エネルギー回収を伴う焼却処理④最終処分という優先順位で廃棄物処理を行うというのが

この法の基本である。

他の関連法としては、廃油および化学廃棄物処理法(1972)、リサイクリング法(1984)がある。

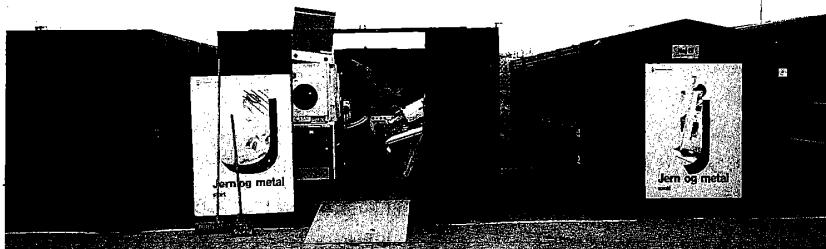
環境保護法に基づく90年代環境行動計画では2000年までに産業廃棄物のリサイクル率を50~60%、また焼却処理率を30~40%にまで高め、埋め立てはゼロにするという目標を掲げている。

デンマークは、飲料水の水源を全て地下水に依存していることから、地下水汚染には敏感である。埋立処分の最小化が必要なのである。焼却処理により生まれる熱エネルギーの活用により石油消費量の節約も重要視している。

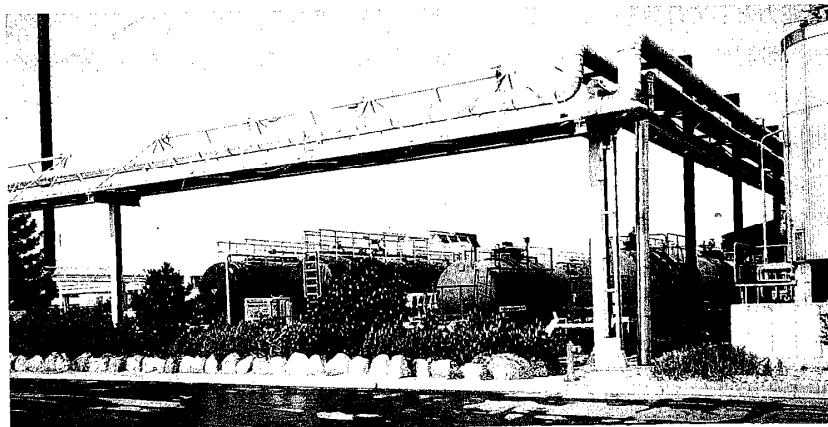
1986年に環境保護法が改定されたが、産業廃棄物は自治体が責任をもって処理することとなった。産廃の新規の埋立地は、公共の管理下に置かれ、公共事業として行われる。デンマーク方式ともいえる。

2. 企業が産廃について果たすべき役割は

産業界・企業は、①クリーンテクノロジーの利用②排出廃棄物の種類の把握と行政への登録③産廃の分別④行政の指示なく産廃処理の実施は禁止⑤許可業者(収集・運搬・処分)にのみ委託が可⑥マニフェスト制度の活用、等について果たすことが課せられている。



廃棄物分別収集
を徹底するコペ
ンハーゲン市



廃棄物を集荷し
てくる貨車（デ
ンマーク）

行政側の企業や産廃業者への立入検査・監視は行き届いた形で行われている。1989年に廃棄物処理税が廃棄物のリサイクルと減量化を目的に導入され、自治体の焼却施設や埋立地へ持ち込む廃棄物はトン当たり130クローネとなっている。

3. 有害廃棄物処理は公共会社コムネケミで

デンマークの有害廃棄物の排出量は13万トンで、その80%以上がここで処理される。同社は、全国275地方自治体の共同出資により1971年に設立、国内で唯一のもの。廃油と化学廃棄物を取り扱い、ドイツの有害廃棄物もここで処理する。PCBは1,300度で混焼する。275の収集センター（各自治体に少なくとも1カ所）と各郡にほぼ1カ所に設置してある中継基地－いずれも自治体が所有－がうまく機能している。

◇イギリス◇

1. 年間4億3,000万トンも出る廃棄物

英国では、年間4億3,000万トンの廃棄物を排出しているが、このうちで「環境保護法」

で定義がされている「規制廃棄物」は1億3,600万トン（生活・商業・産業）。

この規制廃棄物のうち、人の健康に危険な物質、引火点の低い特定の物質を含有する廃棄物、医療廃棄物は「特別廃棄物」と規定されており、約250万トンである。

2. 埋立中心の産廃処理

産業廃棄物は、約9割が埋め立てによっている。「特別廃棄物」もその70%が合併埋立処分といわれる生活廃棄物と産業廃棄物を同一場所で埋め立てする方法による。この方法は、埋立地を「生物反応槽」として、生活廃棄物は、酸・アルカリの中和に役立つという考え方である。残り30%が海洋投入、焼却、物理化学処理である。

3. 民間主体で行われている廃棄物処理

廃棄物処理は、規制・監督は行政が行うが、処理主体は生活廃棄物、産廃も民間セクターである。しかも規制の強化とともに大規模な処理会社に集約されつつある。水道も下水道も民営で実施されている英國の自由競争の原

理は、廃棄物処理にも働いている。

4. 法律と組織

廃棄物に関する法律は、公衆衛生法(1936)、都市および地方計画法(1946)、汚染防止法(1974)を経て、現在の環境保護法(1990)に及んでいる。この法律により、廃棄物の最小化・リサイクル・適正処理、規制と処理の機能の分離、排出者の責任強化、処理業者の許可制の強化が行われている。

免許条件として、埋立閉鎖後40~50年の管理責任が負える財政力を業者を求めている。

また、免許料は規制当局のモニターなどの経費の財源として使われる。産業廃棄物のコストを納税者に回さないという考え方である。

廃棄物の担当機関は環境省であるが、現在審議中の新法である「環境法」では、英国汚染監視局、全国河川局、廃棄物規制当局を統合して環境庁を創設する考え方である。

5. 廃棄物戦略案と埋立税導入

環境省は、1995年2月に廃棄物処理の戦略案を公表した。持続的発展のための政府のアプローチを示したもので、廃棄物の減量化と埋立量の減少を目的に埋立税を提唱している。処理料金はトン当たり6ポンドと見込まれている。

◇ EU連合 ◇

EUは欧州廃棄物政策のけん引車となっている。EU各国の取組みの差があるのは当然としてもできるだけ一つの総括的な形で政策を進めていこうと努力をしている。

このため1975年に出た廃棄物指令を皮切りに、有害廃棄物指令が出ている。昨年12月には「有害廃棄物焼却に関する指令」が出、続いて現在「廃棄物の埋立に関する指令」を検討中で来年には法令化される予定。今後は「製品のライフサイクルにおける廃棄物の処理方法に関する指令」が3年内に公布される。該当する分野としては、オートバイ、医療廃棄物、電子電気機器、建築廃材、電池等がその対象となる。

EUの廃棄物改策の基本原則は、①廃棄物処理の優先順位(発生回避・リサイクル、処理、埋立処分)の確立②地方自治体、企業レベルにおける廃棄物管理の厳格化③製品を生産する際の商品企画の段階から寿命が終わるまでのライフサイクルの念頭化、である。

◇まとめ◇

今回の調査団は、「産業廃棄物処理事業振興財団」の事業として経団連の協力のもとEU本部、イギリス、ドイツ、フランス、デンマークへ派遣され、各國の廃棄物処理に係わる制度とその現状ならびに欧州企業の取り組みにつき調査を行なったものである。西室調査団長が欧州産業廃棄物事情－理念として循環型経済を掲げる欧州(経団連)として総括的にまとめられているので、それを要約して、なお私見も混じながら紹介し、ご参考に供したい。

1. 欧州における廃棄物政策の動向

全般的な傾向として第一には、①廃棄物発生の抑制、②埋立処分に回す部分をできるだ

け減らす、という基本方針のもとに廃棄物の再利用、資源化、焼却する際の熱利用などの中間処理の促進、さらに埋め立てに回される廃棄物についてはイギリスなどのように埋立て税を課すなどの方針が出されている。

第二には、廃棄物の適正処理に向けた基準、監視体制の強化の傾向があげられる。

第三には、廃棄物に関する製造者責任原則が強調される傾向にあることである。企業に対する廃棄物の回収ならびにリサイクル義務が容器包装材に続き、近々、廃自動車、廃家電にも及ぶことが予想される。

2. 欧州の産業廃棄物処理事業の現状

デンマークやドイツの一部の地方自治体で公社が行っているケースを除けば、民間の大企業が処理事業に参入している。わが国の中小企業主体の状況とは異っている。処理業の認可を得るために、非常に厳格な技術力と資金力を有することが要件となっていることから大規模事業者に集約されるという。広い敷地に整然と施設を設置し、広域的な廃棄物処理を的確に行っている。

全般として、マニフェスト制の導入、背番号制による廃棄物の回収システムを行うことにより、廃棄物の性状と搬入量の管理がよくなされ、このようなソフトの確立が適正な処理の基盤を支えている。

今回の調査で最も印象に残ったのは、日本が直面している産業廃棄物処理施設の不足という状態にはなっていないということである。

わが国で懸案の課題となっているPCBについては、どこの国とも積極的に取組んでい

る。例えばフランスでは世界数十カ国からPCBを輸入し焼却処理を行っている。イギリスでは可搬式の化学処理、ドイツ、デンマークでも一部、焼却処理を行っている。

3. 住民対策における地方自治体の役割

欧州では、処理施設の建設許可を与える際に、地方自治体が厳しく審査し、しかもその過程が周辺住民に公開されている。地方自治体が事業を許可する段階では、住民の間に事業者への信頼が確保されている。わが国のように、県知事が許可の要件として住民同意を取りつけるよう求める状況とは非常に異なっている。

4. 今回調査からの教訓

わが国で進められている「廃棄物処理センター」の制度は、欧州における産廃を広域的に、総合的、集約的に処理し、そのことによって廃棄物による環境リスクを極力回避しようとしている仕組みに通じている。特別の管理を要する廃棄物を適正かつ広域的に処理する目的をもつこの「廃棄物処理センター」のこれから整備が、わが国では不可欠であることを確信した今回の調査であった。適正な処理のためには適正なコストが必要である。今の世代が昔の世代の汚染した土壤の浄化コストを負担する一方で、イギリスのように30~40年先の埋め立て処分地の管理を義務化させ、将来の世代に受けが回らないように配慮している。その長期的視点からのコスト負担の意識には大変なものがある。われわれも見習うべきであるという思いをさせられた。

財團報告

「特定施設及び産廃物処理センター」
の整備促進に係る情報交換
のための全国担当者会議を開催

平成7年9月25、26日の2日間、標題の担当者会議が新潟県越後湯沢で開催された。

厚生省、新潟県、関係諸団体など総勢90名近くが参加、来賓および主催者の挨拶のあと、議事が進められた。

説明として、

特定施設整備法と関連制度 (厚生省)

新潟県環境保全事業団の動き (新潟県)

経団連における産業廃棄物への対応 (経団連)

環境事業団の建設譲渡事業について (環境事業団)

が行われ、当財団の業務報告、各処理センターの現況報告、そのあと活発な質疑応答が行われた。

翌26日は全員で、中越地区産廃広域最終処分場の見学が行われ、午後散会した。

主な質疑応答は次の通りである。

質問1 石川県

土地の譲渡に係わる譲渡所得の特別控除について

特定施設の整備の用に供するため土地等を地方公共団体又は特定の第3セクターが買取る場合には、土地等の提供者は1,500万

円の特別控除を受けられるとされているが、関係市町村、地元住民や地権者等から基本的な合意を得ても、その後に計画や設計を詰め、特定施設の計画認定を受けるまでに時間を要するため、地元住民等の心変わりや第三者の介入により、用地取得が困難となる事例が見受けられる。

そこで、例えばこの特定施設の整備計画の認定前に、区域決定についてのみ県知事の権限に委ねるなどの先行取得制度を設け、特別控除が受けられるよう制度改正が図られないか、ご検討頂きたい。

回答

現行制度の枠内では先行取得制度はむずかしいものと考えている。

質問2 兵庫県

(1) 廃棄物処理センターの指定を受けた法人が、「特定施設整備計画」の認定を受けた場合は、当然に日本開発銀行の融資を受けることが出来ると解してよいか。

(2) 特定周辺整備地区施設整備方針及び「特定施設整備計画」の策定上協議・調整を行う各省庁の担当所管課は

回答

(1) お見込みのとおり

(2) 下表

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に係る各省担当部局一覧 (平成8年3月現在)

省庁	担当課(室)
厚生省	・生活衛生局水道環境部 環境整備課産業廃棄物対策室
通産省	・環境立地局環境指導課
建設省	・建設経済局調整課事業調整官室 ・建設経済局建設業課
自治省	・大臣官房企画室 ・大臣官房企画室地域政策室 ・建設経済局建設業課
農林水産省	・構造改善局計画部事業計画課

質問3 島根県

当県においては、現在、公共関与による最終処分場の建設を環境事業団の建設譲渡事業で進めております。この事業を実施するに当たり、譲渡契約時に頭金として、事業主体である第3セクターが環境事業団に対して総事業費の10%を支払う決まりとなっており、この支払いはすべて市中銀行の借入金により拠出している現状です。

つきましては、この頭金を市中銀行等から借り入れする場合について、財團の特定施設に係わる債務保証の対象となるのか伺いたい。

回答

財團の保証対象要件に合致すれば、保証の対象となる。

質問4 (財) 愛媛県廃棄物処理センター

1. 広域廃棄物埋立処分場施設整備費(安全性等確保事業)に対する補助金について、

(1) 廃棄物処理護岸(運輸省の補助事業)による公有水面埋立地において、廃棄物処理センターが産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分を行う場合の環境影響調査、汚水処理施設の高度化等に要する費用は、補助対象となるか。

(2) 補助対象となる場合、補助金額は、所要経費のうち廃棄物全処分量に占める委託を受けた特別管理一般廃棄物、指定一般廃棄物処分量の割合で按分した額となるのか。

回答

(1) 廃棄物処理法第15号の6に基づき設置する一般廃棄物を埋立処分する施設の安全性、信頼性の確保事業である。

(2) お見込みのとおり

<第10回理事会開催される>

産廃振興財団の第10回理事会が平成8年3月25日（月）、経団連会議室で開催された。

理事会は、会議成立の確認、米賓紹介、太田理事長の挨拶、議事録署名人選任を行い議事に入った。

議事は次の通りである。

第1号議案 理事長、副理事長、常務理事の選任について

第2号議案 評議員、企画・運営委員の選任について

第3号議案 常勤役員報酬規程について

第4号議案 平成8年度事業計画（案）について

第5号議案 平成8年度収支予算について
以上の議案についていずれも原案通り承認された。

このあと、事務局から①役員の選任について②プロジェクトの状況について報告が行われ、理事会を終了した。

なお、理事会に先立ち、第9回評議員会が開催され、役員の選任、平成8年度事業計画（案）、収支予算（案）につき審議、承認された。

<債務保証業務について>

債務保証業務については設立以来3年を経過し、事業の体制もほぼ整い保証実績も徐々に上がってきているところであります。

① 債務保証の主体は第3セクターの行う特定施設の案件であり、各都道府県において、当該事業の核になる廃棄物処理センターの設立、施設整備事業の立案・検討等始めており、特定施設の保証業務が計画されるのは、平成8年度後半の予定と考えられるので、

当面は民間案件の中から良質なものを取り上げていく必要があると考えております。

② 個別の案件についての債務保証は、平成6年度に始めて実施されて以降関係各位の協力を得て、保証件数・保証金額とともに徐々に拡充してきております。

平成7年度において債務保証を決定した案件は8件あり内容は下記の通りであります。

事業主体	種類	施設内容	総事業費	保証予定額
アシスト（山形県）	管理型処分場	埋立容量91万m ³	民間	3,000
大阪ベントナイト事業協同組合（大阪府）	建設系汚泥リサイクル	汚泥固化500t/日	民間	460
小海コンポース（長野県）	中間処理施設	堆肥発酵処理72t/日	第3セクター	606
札幌リサイクル公社（北海道）	特定施設	破碎選別170t/日 研究開発・共同利用施設	第3セクター	1,795
ジェムカ（山口県）	中間処理施設	処理量180t/D	民間	4,700
多治見工業（岐阜県）	ガラスカレットリサイクル	破碎40t/日 及びタイル製造設備	民間	912
大幸物産（栃木県）	中間処理施設	焼却150t/日 油水分離120m ³ /日 他	民間	1,500
光アスコン（京都府）	中間処理施設	焼却2t/時間	民間	852

（対象施設の所在地）

役 員 名 簿

(敬称略・50音順)

平成8年4月1日現在

顧 問	豊 田 章一郎	(社) 経済団体連合会会長
	津 島 雄 二	衆議院議員
会 長	関 本 忠 弘	(社) 経済団体連合会副会長 日本電気会長
理 事 長	太 田 文 雄	元経済団体連合会廃棄物部会長 元東芝副社長
副理事長	中 野 徹 雄	協和醸酵工業相談役
常務理事	緒 方 信 一	(財) 地域総合整備財團常務理事
	片 山 徹	常勤
	黒 川 喜 市	元経済団体連合会総務部専門部長
	牧 野 昭 一	常勤
	横 田 英 司	消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事
理 事	荒 木 浩	電気事業連合会会長 東京電力社長
	砂子田 隆	全国知事会事務総長
	出 光 裕 治	石油連盟会長 出光興産社長
	今 井 敬	(社) 経済団体連合会副会長
		(社) 日本鉄鋼連盟会長 新日本製鐵社長
	岩 崎 正 視	(社) 日本自動車工業会会长 トヨタ自動車副会長
	菊 池 功	(社) 日本電機工業会会长 安川電機社長
	五 味 堅 治	財團事務局長
	澤 村 治 夫	(社) 日本化学工業协会会长 三井東圧化学会長
	鈴 木 勇 吉	(社) 全国産業廃棄物連合会会长
	関 本 忠 弘	(社) 経済団体連合会副会長 日本電気会長
	橋 本 徹	全国銀行協会連合会会长 富士銀行頭取
	平 岡 敬	指定都市市長代表 広島市長
	宮 下 武四郎	日本製紙連合会会长 日本製紙社長
	村 上 公 男	日本開発銀行理事
	山 中 和	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター理事長
	米 山 市 郎	全国都道府県議会議長会事務総長
監 事	大 賀 典 雄	(社) 日本電子機械工業会会长 ソニー会長
	寺 田 章 次	(社) 日本橋梁建設協会専務理事

評議員名簿

(敬称略・50音順)

平成8年4月1日現在

植 田 守 昭	(社) 日本鉄鋼連盟副会長・専務理事
尾 島 巍	(社) 日本電子機械工業会専務理事
香 川 勉	(社) 日本自動車工業会常務理事
菅 野 明	(社) 東京銀行協会副会長・専務理事
喜 多 沢 秀 行	東京都清掃局長
木 戸 健	日本製薬工業協会理事長
小 島 幹 生	(社) 日本貿易会専務理事
畔 柳 昇	電気事業連合会専務理事 中部電力取締役
合 田 宏四郎	(社) 日本ガス協会専務理事
坂 本 弘 道	厚生省水道環境部長
佐 藤 毅 三	(社) 不動産協会専務理事
佐 藤 隆 三	環境事業団理事
島 田 隆 志	日本鉱業協会副会長
高 橋 節 治	通信機械工業会専務理事
高 山 清 彦	(社) 全国産業廃棄物連合会副会長
田 中 勝	国立公衆衛生院廃棄物工学部長
筒 井 和 夫	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター評議員 大成建設顧問
永 井 信 夫	(社) 日本電機工業会専務理事
名 川 良 隆	仙台市環境局長
能 登 勇	石油連盟専務理事
花 嶋 正 孝	福岡大学工学部教授
樋 口 成 彰	(社) 日本環境衛生工業会理事 日本钢管取締役
平 岡 正 勝	地球環境システム工学研究所所長 京都大学名誉教授
平 田 匡 宏	札幌市環境局長
◎平 山 直 道	千葉工業大学工学部教授
星 野 省 也	日本製紙連合会理事長
松 野 允 彦	(社) 全国地方銀行協会副会長・専務理事
松 原 青 美	(社) 日本建設業団体連合会副会長兼専務理事
森 下 忠 幸	水資源開発公団理事
森 山 昌 英	日本化学繊維協会専務理事
山 中 正 美	(社) 日本化学工業協会専務理事
○山 村 勝 美	(財) 廃棄物研究財團理事長
若 竹 清	奈良県生活環境部長

(◎は議長、○は議長代行)

企画・運営委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

平成8年4月1日現在

委員長	西 室 泰 三	(社) 経団連環境安全委員会廃棄物部会長 東芝専務取締役
委 員	石 岡 禹 雄	環境事業団業務部環境保全課長
	今 城 高 之	(社) 日本自動車工業会企画・環境部長
	大 関 彰一郎	(社) 日本鉄鋼連盟立地環境委員会廃棄物専門委員会 委員長 NKK 鉄鋼技術センター環境エネルギー部長
	太 田 元	(社) 経団連産業政策部長
	河 合 秀 喜	電気事業連合会立地環境部長
	川 口 尚 文	(社) 日本電機工業会環境保全委員会委員長 三菱電機環境保護推進部参事
	河 村 清 史	国立公衆衛生院廃棄物処理工学室長
	木 下 正 明	厚生省産業廃棄物対策室長
	小 松 英士郎	富士銀行業務渉外部次長
	鈴 木 勇 吉	(社) 全国産業廃棄物連合会会长
	武 田 信 生	京都大学工学部教授
	田 中 康 夫	(社) 日本化学工業協会立地環境委員会環境部会長 大日本インキ化学工業環境保安品質管理本部長
	塙 本 恵 朗	(社) 日本建設業団体連合会常務理事
	永 田 勝 也	早稲田大学理工学部教授

「産廃振興財団ニュース」 No.4 (1996. 6)

平成8年6月10日 発行

発行人 太田文雄

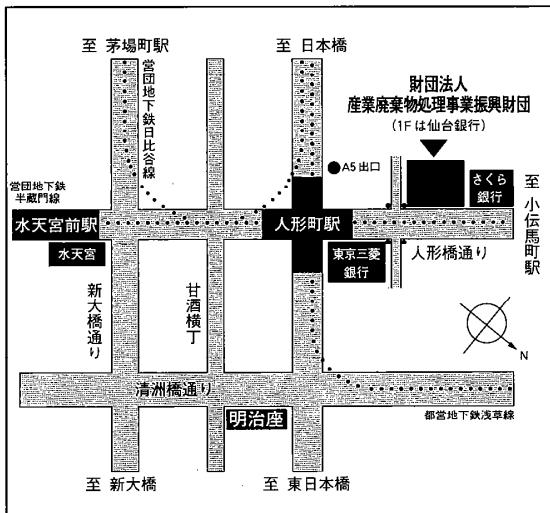
発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号（太陽堀留ビル5F）

TEL 03-3639-9040 FAX 03-3639-9038

印刷 株式会社 環境産業新聞社

財団 法人 産業廃棄物処理事業振興財団



當団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車 徒歩3分

財団(太陽焗留ビル)への最寄り出口は「A5」

當団半蔵門線「水天宮前駅」下車 徒歩6分

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号

太陽焗留ビル 5階

電話 (03) 3639-9040 FAX (03) 3639-9038